

令和7年度スマート捕獲等技術の実証・普及業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島県（以下「甲」という。）は、今年度から3年間、野生鳥獣による農業被害等に対して、ICT等を活用した効果的・効率的な被害対策技術（以下「スマート捕獲等技術」という。）を確立するための実証とその技術の普及に取り組み、被害額の低減に寄与することとしている。

本委託業務は、モデル地区を選定してスマート捕獲等技術による被害対策の実証を行い、その技術の普及を図る。

(2) 業務内容

ア スマート捕獲等技術の実証

- ・ 農業被害及び対策の現状把握
- ・ 農業被害対策の実施
- ・ 被害対策の現地指導

イ 実証する技術の普及

ウ 実証及び普及成果の取りまとめ

エ その他業務目的の達成に必要な業務

詳細は、別紙「令和7年度スマート捕獲等技術の実証・普及業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 予算額

12,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】提出期限

令和7年6月11日（水） 午前10時（必着）

イ 添付書類

公募型プロポーザル参加希望者は、公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- ・ 会社概要説明書【様式2】
- ・ 業務実績説明書【様式3】
- ・ グループ構成書【様式4】、委任状【様式5】（グループ企業体で提案する場合）
- ・ 電子データの保存等に関する申出書【様式6】
- ・ 財務諸表：最新決算年度の貸借対照表、損益計算書
- ・ 広島県の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）
- ・ 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）

※ ただし、広島県の令和7～9年物品・委託役務競争入札参加資格を有している場合は、財務諸表及び納税証明書の提出は必要ないものとする。

ウ 費用の負担

申請書及び上記イに定める必要な書類等（以下「申請書等」という。）作成及び提出に要する費用は、

公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

エ 申請書等の提出

持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）また、電子メールでも申請書一式のデータを提出すること。

オ 虚偽の記載

申請書等に虚偽の記載をした者については、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書を無効とするとともに、指名除外措置を行うことがある。

(2) 業務委託仕様書等に対する質問

ア 仕様書等に対する質問書【様式8】提出期限

令和7年6月13日（金） 午前10時

提出方法は、電子メールによることとする。件名を「令和7年度スマート捕獲等技術の実証・普及業務についての質問」とし、送信後、提出先に電話により着信の確認を行うこと。

イ 上記アに対する回答日等

令和7年6月16日（月）に、電子メールにより公募型プロポーザル参加者全員に回答する。回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問のみ回答する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

ウ 費用の負担

質問書の作成及び提出に要する費用は、公募型プロポーザルの参加希望者の負担とする。

(3) 提案書

ア 提案書提出期限

令和7年6月18日（水） 午後4時（必着）

イ 提案書提出場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県農林水産局農業生産課（広島県庁本館4階）

電話（082）513-3564（ダイヤルイン）

電子メール nouseisan@pref.hiroshima.lg.jp

ウ 提案書提出方法

持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）また、電子メールでも提案書のデータを提出すること。

なお、見積書【様式9】を添付すること。

エ 費用の負担

提案書の作成に必要な書類等（以下「提案書等」という。）の作成及び提出に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

エ 提出された提案書の取扱い

(ア) 提出された提案書は、返却しない。

(イ) 提案書は、広島県情報公開条例に基づき公開する場合を除き、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

オ 虚偽の記載

提案書に虚偽の記載をした場合には、提案書を無効にするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

(4) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施日時等

ア 実施日時

令和7年6月19日（木） 午前（時間の詳細は、提案者ごとに別途通知する。）

イ 実施場所

オンライン会議システム（Zoom）を利用したオンラインでの実施とする。

ウ 説明時間

1 提案者当たり 30 分程度を予定し、内訳は次のとおりとする。

プレゼンテーション：20 分

質疑応答：10 分

エ 出席者

公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

ただし、オンライン会議システムへの入室は3名までとし、主たる説明者は当該業務を実施する際の総括責任予定者とする。

オ その他

提案事業者が4者を超えた場合、書面審査を行い、プレゼンテーションへの参加事業者数を絞り込む場合がある。

また、プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする。（追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。）

なお、正当な理由なく参加しなかった者の提案は無効とする。

(5) 最優秀提案者の決定等

ア 最優秀者の決定

提案書、提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、「令和7年度スマート捕獲等技術の実証・普及業務公募型プロポーザル選定委員会」による審査を行い、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

イ 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等

(ア) 最優秀提案者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

(イ) 上記（ア）の通知を受けた者は、広島県農林水産局農業生産課に対して、その理由説明を求めることができる。

(ウ) 説明を求める場合は、令和7年6月23日（月）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

(エ) 上記（ウ）に対する回答は、令和7年6月24日（火）までに電子メールにより行う。

(6) その他

ア 支払条件

業務完了後の一括払とする。

ただし、必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払することができる。

イ 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

ウ 提案の取下げ

申請書又は企画提案書を提出した後に本件公募型プロポーザルへの参加を取りやめる場合は、速やかに取下げ願い書【様式7】を提出すること。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合に、本県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際に、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が調わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり。

(5) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし。

4 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 契約書（案）

(3) 仕様書

(4) 企画提案書作成要領

(5) 評価基準

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】

(7) 会社概要説明書【様式2】

(8) 業務実績説明書【様式3】

(9) グループ構成書【様式4】

(10) 委任状【様式5】

(11) 電子データの保存等に関する申出書【様式6】

(12) 取下げ願い書【様式7】

(13) 仕様書等に対する質問書【様式8】

(14) 見積書【様式9】

【問い合わせ先】

広島県農林水産局農業生産課

鳥獣害対策担当 西中・錦

電話 082-513-3564 (ダイヤルイン)

電子メール nouseisan@pref.hiroshima.lg.jp